

当健康保険組合が認める「直接的必要経費」一覧表

当健康保険組合では、「直接的必要経費」を、確定申告時の「収支内訳表」の各所得別に定めております。「収支内訳表」の「収入金額」から、各「経費」の額を差し引いて、収入を計算してください。
(詳細は、以下《一覧》をご参照ください。)

《一覧》	○	直接的必要経費として認める経費
	△	条件(備考を参照)付きで直接的必要経費として認める経費
	×	直接的必要経費として認めない経費

※「△」「×」の科目で直接的必要経費として申告するものや収支内訳表等の経費欄の項目にない「経費」については個別に判断致しますので、「直接的必要経費申告書」をご申告ください。

【一般用】

科目	認定可否	備考
給料賃金	×	従業員の雇用があり、給料賃金の支出が認められる場合は、社会通念上、申請家族は従業員に対してその社会的責任を果たすべき立場にあり、自らが被扶養者として援助を受ける立場になることが妥当であるとは判断しかねることから対象とはなりません。
外注工賃	△	外注工賃が給料賃金に相当する内容の場合は、「給料賃金」と同様の解釈になります。給料賃金に相当する内容とは、例えば、従業員を直接雇用せずに派遣委託しているようなケースで、その派遣委託費用が外注工賃として計上されている場合を指します。
原価償却費	×	固定資産は取得時に備品等の経費として計上されており、毎年の減価償却においては現金の直接的支払いを伴わないため対象とはなりません。
貸倒金	×	
地代家賃	△	貸店舗等を借用しての事業は、極めて零細な規模の範囲を超えるものとして認定しません。 収支内訳書の「住所」と「事業所住所」が同一の場合は、用途(事業用・自宅用)が混在しているため、50%のみ直接的必要経費として認めます。 ※事業使用割合が定められている場合はそちらが優先されます。
利子割引料	×	
租税公課	×	
荷造運賃	○	
水道光熱費	△	収支内訳書の「住所」と「事業所住所」が同一の場合は、用途(事業用・自宅用)が混在しているため、50%のみ直接的必要経費として認めます。 ※事業使用割合が定められている場合はそちらが優先されます。
旅費交通費	△	通勤に伴う費用については、直接的必要経費とは認めません。
通信費	△	収支内訳書の「住所」と「事業所住所」が同一の場合は、用途(事業用・自宅用)が混在しているため、50%のみ直接的必要経費として認めます。 ※事業使用割合が定められている場合はそちらが優先されます。
広告宣伝費	×	
船体交際費	×	
損害保険料	×	
修繕費	△	「事業用」に限り直接的必要経費として認めます。
消耗品費	×	
福利厚生費	×	
雑費	×	

【農業所得用】

科目	認定可否	備考
雇入費	×	従業員の雇用があり、雇入費の支出が認められる場合は、社会通念上、申請家族は従業員に対してその社会的責任を果たすべき立場にあり、自らが被扶養者として援助を受ける立場になることが妥当であるとは判断しかねることから対象とはなりません。
小作料・賃借料	○	
原価償却費	×	固定資産は取得時に備品等の経費として計上されており、毎年の減価償却においては現金の直接的支払いを伴わないため対象とはなりません。
貸倒金	×	
利子割引料	×	
租税公課	×	
種苗費	○	
素畜費	○	
肥料費	○	
飼料費	○	
農具費	○	
農薬衛生費	○	
諸材料費	○	
修繕費	△	「事業用」に限り直接的必要経費として認めます。
動力光熱費	△	「住居用」と「事業用」が混在している場合は、50%のみ直接的必要経費として認めます。 ※事業使用割合が定められている場合はそちらが優先されます。
作業用衣料費	○	
農業共済掛金	×	
荷造運賃手数料	○	
土地改良費	○	
雑費	×	

【不動産所得用】

科目	認定可否	備考
給料賃金	×	従業員の雇用があり、給料賃金の支出が認められる場合は、社会通念上、申請家族は従業員に対してその社会的責任を果たすべき立場にあり、自らが被扶養者として援助を受ける立場になることが妥当であるとは判断しかねることから、認定の対象とはなりません。
原価償却費	×	固定資産は取得時に備品等の経費として計上されており、毎年の減価償却においては現金の直接的支払いを伴わないため対象とはなりません。
貸倒金	×	
地代家賃	△	「住居用」と「事業用」が混在している場合は、50%のみ直接的必要経費として認めます。 ※事業使用割合が定められている場合はそちらが優先されます。
借入金利子	×	
租税公課	×	
損害保険料	×	
修繕費	△	「事業用」に限り直接的必要経費として認めます。
雑費	×	